

令和2年 第3回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	令和2年3月17日(火) 午後2時26分
2. 場所	峰行政サービスセンター 第4会議室
3. 出席委員	吉野委員、佐伯委員、一宮委員 (欠席 斎藤委員)
4. 出席者	永留教育長、阿比留教育部長、八島次長兼教育総務課長、糸瀬学校教育課長、庄司生涯学習課長、川辺文化財課長
5. 会議書記	扇課長補佐
6. 閉会日時	令和2年3月17日(火) 午後3時41分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第 6 号 対馬市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について
日程第 5	議案第 7 号 対馬市社会教育委員の委嘱について
日程第 6	議案第 8 号 対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について
日程第 7	議案第 9 号 対馬市スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 8	議案第 10 号 対馬市文化財巡視員設置要綱の一部を改正する要綱について
日程第 9	報告第 5 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
日程第 10	報告第 6 号 対馬市文化財巡視員の委嘱について
日程第 11	その他

永留教育長	<p>ただいまから、令和2年第3回対馬市教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。</p> <p>では、日程第1、会議録署名委員の指名を行います。今回の会議録署名委員は佐伯委員さん及び一宮委員さんを指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、会期日程の決定でありますがお諮りします。本会議の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」のようです。したがって、会期は本日3月17日の1日といたします。会議運営につきまして、ご協力をお願いします。</p> <p>次に、日程第3、教育長諸報告を行います。資料の2ページをお願いします。</p> <p>3月1日に対馬高校の卒業式に参加をしました。新型コロナウイルスの関係で、全体を短縮した形で実施をされました。</p> <p>それから、同じく3月1日に市長選と市議補選が行われましたので、その結果を受けて2日の日に当選証書付与式がっております。</p> <p>それから、3日に文化財保護審議会を開催しまして、今年度の文化財の保存活用についてと、文化財事業について総括を行っております。</p> <p>それから、5日から3月の定例審議会が始まったわけですが、その右側に初日から24日と書いておりますけれども、これは18日までというふうに変更になりました。今日と明日と一般質問が行われて、明日の午後で閉会をするという形で進んでおります。これも新型コロナウイルスの関係です。</p> <p>5日、6日に行われた本会議では、3月の補正であるとか、来年度の予算が提案をされて、その後、特別委員会とか常任委員会で審議がされております。教育委員会関係では、条例改正として2件提案しております。1件目は、美津島総合公園条例、2件目がスクールバス関係の条例です。そして、採決をされております。</p> <p>それから、10日の日に、命を支える自殺対策推進本部会議って入れておりますけれども、これは目新しいんじゃないかと思いますが、自殺対策基本法に基づいて対馬市にも推進本部が設置をされております。そして、対馬市における自殺対策計画について審議をいたしまし</p>

	<p>た。</p> <p>それから、12日に対馬青年の家の理事会が開催をされましたが、この最後に3月31日付で退職をする職員がおりますので、退職辞令交付をここで行っております。4月からは新規に新しい職員が採用をされます。</p> <p>ちなみに、今月いっぱい退職する職員は教員として新規採用をされております。</p> <p>それから、17日、書いておりませんが、先ほど言いましたように、市議会のきょう一般質問がありました。大きく5点ですかね。ICT教育関係で小学生にもタブレットを持たせてほしいということと、新型コロナウイルスへの対応について。それから、心を潤す芸術・文化の取り組みと振興策について。それから、成人年齢引き下げに伴う成人式の考え方について。それから、市立幼稚園の現状と幼保連携型機能についてということで、大きく言うと5点の質問を受けております。</p> <p>それから、記載はしておりませんが、ご存じのように新型コロナウイルス感染防止のため小・中学校は今、臨時休業中です。本日は中学校、明日は小学校で登校日として卒業式を実施する。まだ、今後、市内で感染者が発生をしなければ24日の日にも登校日として卒業式や離任式などを実施予定があるということで、学校の方に通知をしております。</p> <p>以上で諸報告を終わります。報告事項について何か質疑等ありましたら、「その他」の項でお受けをしたいと思います。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第6号「対馬市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
糸瀬課長	<p>それでは、資料の3ページをお開きください。議案第6号「対馬市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について」教育委員会の承認を求めるものであります。</p> <p>提案理由といたしましては、下の方に書いておりますけども、長崎県教育委員会の新しい評価の考え方及び指導要録の様式、解説の改定により、学校の円滑な運営を資するため本規則の改正を行いますということでございます。</p> <p>もう少し詳しく申し上げますと、ご存じのとおり、来年度から小学校で、それから、再来年度から中学校で新学習指導要領が全面実施となります。これに伴って、長崎県教育委員会が新しい評価の考え方及</p>

	<p>び指導要録の様式、解説の改訂を行いました。</p> <p>もう一つの改正の理由として、今まで紙媒体で処理をしておりました指導要録にしろ、出席簿にしろ、全て紙媒体でやっておりましたけれども、これを電子化して保管、運用が行えるようにということで、統合型公務支援システムというものを長崎県教育委員会として導入の推奨を行ってきたところでございます。対馬市としても、このシステムを来年度から本格運用させようということがございまして、これも所要の改正の理由の大きな一つでございます。</p> <p>この統合型公務システムの導入によって、長崎県下で様式が統一をされるんですけども、随時見直される可能性があるんですね。この処務規則の中にその様式をがっちり固定してしまうと、いわゆる融通が利かなくなってしまうということもあって、この様式については別に様式集として、別に定めるという形をとりたいということがございます。具体的に申し上げますと、その別紙、あるいはその後ろの新旧対照表がございしますが、第2条の第1項、第2号中、様式第1号を削る、あるいは、第3条から第6条までを削って第7条を第3条として、第8条から第19条までを4条ずつ繰り上げるなどのような修正、改正を行うというものでございます。</p> <p>なお、この規則の改正については、対馬市総務部総務課の確認作業というものが必要でございまして、今、申請をしておいて、ほぼもうこれで進むつもりなんですけれども、最終的なまだ決裁が総務課の方でおりていないという状況が現在でございます。諸般の事情によりということでご推察をいただきたいと思うんですけれども、ついては、本教育委員会会議でこの原案についてご承認をいただいて、文言等について若干の修正はあるかもしれませんけれども、ご理解をいただいてご承認をいただきたいなというふうに思っております。</p> <p>なお、細かな文言の修正があった際には、後日、教育委員会会議にてご報告をいたしたいというふうに思っております。ご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。以上です。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしく申し上げます。質疑はありませんでしょうか。
佐伯委員	統合型公務支援システムということなんですけれども、決裁は電子データとして保存される形に。
糸瀬課長	そうです。というのはですね、今まで紙ベースでした。ところが、これが電子ベースになりました。通常、学校というところは、ある意味、紙でやっているところですから、その電子データを印刷して紙で

	<p>保管してしまう可能性が学校として出てくるんですね。ところが、そうすると、もし何か修正があったときに、紙は修正できるけど、電子データっていうのは年度をまたぐとロックされるんです。もう一旦決裁されてるものですから。ということは、二重帳簿になってしまう可能性があります。それを防ぐために、学校における紙保管を原則しないという形、全て電子上で決裁をするという形に持っていくのがこの統合型公務支援システムです。</p>
吉野委員	<p>見ることはできるんですか。</p>
糸瀬課長	<p>もちろん見ることはできます。ただ、結局、誰かが恣意的に変更することを避けるために年度をまたいだ段階でロックされる状況がございます。二重帳簿を防ぐためということで、学校には、だから今後、紙がなくなるということになります。</p> <p>なお、この電子データの保管については、アマゾンという会社がありまして、いわゆるセキュリティー上は世界最強のセキュリティーを誇っているというふうに言われているアマゾンのサーバーに保管をして、それを東京と大阪でしたかね、2カ所にバックアップとしてとっておいて、セキュリティーに万全を期すということで長崎県としてもそれを推奨してるというところでございます。</p>
佐伯委員	<p>わかりました、ありがとうございます。</p>
永留教育長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>司会からですけども、さっき課長が言った様式は様式集を使うと。</p>
糸瀬課長	<p>はい、県が定めている様式集がございます。</p>
永留教育長	<p>それはこの処務規則の中でどこに入っているんですか。</p>
糸瀬課長	<p>この様式集は別途様式集として作成をするということです。</p>
永留教育長	<p>その言葉は入ってないの。</p>
糸瀬課長	<p>6ページの第16条「この規則に定めるもののほか、学校処務に関し必要な事項は、教育長が別に定める」というところで処理をしたいと思っています。</p>
永留教育長	<p>これが様式集になるの。</p>
八島次長	<p>別に定めますよというところをうたって、別でつくるということになります。大体こういう書き方で。</p>
永留教育長	<p>何でつくるんでしょう。</p>
八島次長	<p>これ以外のことは、別で教育長が別個に定めますよというところで、いろいろ言っているというところもありますから。</p>

永留教育長	何でもつくれるような気がして、何か。
八島次長	基本はこれで、これが基本で。
永留教育長	<p>じゃ、ほかに質疑等ないようですから、これから議案第6号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第6号「対馬市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第7号「対馬市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
庄司課長	<p>まず、説明の前に、既に配付しております資料の中の委員候補者名簿に外字が文字化けするなど不備がありましたので、本日、別冊で候補者名簿を配付させていただいております。申し訳ございませんけど、お確かめお願いいたします。</p> <p>それでは、資料29ページお願いいたします。</p> <p>議案第7号「対馬市社会教育委員の委嘱について」でございます。対馬市社会教育委員条例第4条の規定に基づき、別紙のとおり対馬市社会教育委員を委嘱したいので、教育委員会のご承認を求めるものです。資料につきましては、別冊で配付しております、1ページになります。こちらの方にですね、14名掲載をしておりますとおり、令和2年4月1日から2年間の期間におきまして委嘱を行うものでございます。なお、15、16、17が空欄となっておりますけれども、校長会より代表を1名、対馬市PTA連合会から代表を1名、対馬市青少年健全育成連絡協議会から代表を1名加えまして、最終的に全部で17名の委嘱を予定しております。</p> <p>なお、先ほど申しました三つの団体につきましては、新年度の役員がまだ決定していないため、決定次第、教育長専決事項として報告させていただきたいと思っております。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくお願いいたします。質疑等ありませんでしょうか。</p> <p>じゃあ、質疑等ないようですから、これから議案第7号を採決しま</p>

	<p>す。</p> <p>お諮りします。議案第7号「対馬市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第6、議案第8号「対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
庄司課長	<p>それでは、資料31ページをお願いいたします。議案第8号「対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について」でございます。</p> <p>対馬市公民館条例第13条、第3項の規定に基づき、別紙のとおり対馬市公民館運営審議会委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。資料につきましては、別冊の2ページをお願いいたします。こちらが社会教育委員同様、令和2年4月1日から2年間の期間、公民館運営審議会委員を委嘱したいものでございます。</p> <p>なお、今年度社会教育委員と公民館運営審議委員の両委員におきまして協議を行いまして、次期委員から、先ほど承認いただいた社会教育委員と公民館運営審議会委員を兼務していただき、公民館を含む広い分野での社会教育への意見と助言をいただくよう、委員体制を改定することといたしました。名簿の12名につきましては、各町選出からの2名ずつの12名となっております。この委員が社会教育委員と公民館運営審議会を兼務していただくということになっています。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので審議方、よろしくをお願いします。
吉野委員	社会教育委員会と公運審と、年2回合同でするんですか。
庄司課長	兼務ということですので、一緒にですね、開きたいと思っておりますので、年に2回ほど例年実施しておりますけれども、年に2回合同で実施したいと思います。今年度ももう合同の会議を行って、いろんなことの協議を行ってきておりますので、合同で行いたいと考えております。
吉野委員	それに対して、そのメリットとかデメリットは出てくるんですか。メリットばかりですか。
庄司課長	特に今のところデメリットというのは考えておりませんが、メリット的には、上の、県の大会とかでもテーマとかが類似している

	ところがございますので、同じ意識でいろんな社会教育関係の事業とか協議に取り組めるのではないかと考えております。
一宮委員	聞き漏らしたかもしれないです。じゃあ、13、14の方はどんなふうになっているのか。
庄司課長	社会教育委員の13ということですね。
一宮委員	そうです。
庄司課長	社会教育委員と公民館運営審議会委員の兼務につきましては、各町選出の12名を兼務していただくこととして。
一宮委員	お2人は関係ないですか。こちらは。
庄司課長	各団体からの社会教育委員選出の5名につきましては、社会教育委員として活動をしていただくように考えております。
吉野委員	その場合17名なんですよ。PTA会長や校長会の会長なんかも含めて一緒にやるということは、そこを含めて公運審をやるわけですから。公民館活動についての運営を公運審がして、その社会教育委員は生涯学習全体のその協議になるかと思うわけですね。公運審は先にするか、社会教育委員会を先にするか、今から公運審しますので15、16番はもう帰ってもらって結構ですというふうになるのか。何かその辺のけじめはおかしいね、協議内容が。
庄司課長	外部団体の委員につきましても、会議自体は参加をしていただいて、公民館のどういう活動をしているかというところで、また、社会教育全体としての委員ということで、アドバイザーといいますかオブザーバー的なご意見をいただければというふうに考えておりますので、当初の会議の折には各担当も事業説明とかしますけれども、それを1回で終わるといふところもあるしですね、特に合同で開催をして全ての社会教育関係、公民館関係についても審議をしていただこうと考えております。
一宮委員	それは年2回ですか、会議は何回あるの。
庄司課長	会議自体は、例年ですね、2回行われております。社会教育委員の研修会を年2回ということとしてしております。
一宮委員	そうしたら、その公民館運営委員の方の研修会っていうのはあるんですか。そちらの兼任って、社会教育委員だけの研修で、お立場がですね、こちらの方の研修会っていうのはないですね。
庄司課長	公民館運営審議会の市独自の研修はしておりません。
一宮委員	県の方とかも。
庄司課長	県の方はですね、県の公民館大会というのがありますし、社会教育



	委員の方は社会教育研修大会というのがありますので、それぞれに数名ずつ出席していただくような形で考えております。
一宮委員	なるほどわかりました。
吉野委員	すみません、もう一つ。この社教委員と公運審の兼務は、県下でやってるところはあるんですか。
庄司課長	雲仙市がやっております。
吉野委員	雲仙。
庄司課長	雲仙だったと思います。 ほかのところは考えていないというところがほとんどでして、松浦市が検討をしているということでございます。
佐伯委員	もう全部一緒にはできない。こちらの方を、その14名をこちらに指定をするというのはできないものなんですか。
庄司課長	条例定数で決まっております、社会教育委員が30名以内なんですよ、公民館運営審議会委員が14名以内となっているので、全部をするというのは今のところはできない。条例を改正すればできるんですけども、今のところちょっとできない。
佐伯委員	なるほど、わかりました。
永留教育長	ほかにありませんでしょうか。
一宮委員	確認ですけど、すみません。社会教育委員の方がその公民館運営、こちらを兼務されて、視野をちょっと広くもっとお持ちになって、対馬の社会教育全体を見るという視点で一緒ということですけど、こうした場合に、公民館関係のそういうふうなものが手薄になるとか、そういうことは全くないんですよね。
庄司課長	それはないと思います。 一例を申しますと、中央公民館の下に地区公民館というのが13館ありまして、そこそれぞれで公民館運営審議会ということになっております。ただ、対馬市の場合は、もう対馬市全体で動いておりますので、そういうところとはちょっと考え方自体が違うというところもございまして、社会教育委員も公民館運営審議会委員も対馬市全体での活動と。ただ、その場合に、やはり地域性を、各町の地域性といえますか、巖原の方が上対馬のものを見るということはちょっと不可能になりますので、各町バランスよく配置する必要があるということで2名ずつ、各町から2名ずつの選出をいたしておるところでございます。ほかのところも自治公民館活動とかが活発なところが多くて、やはり、各地区公民館ごとに十何人の運営審議会を持ってたりと

	<p>いうところもございますので、県内一概に同じような条件にはならないというところがございます。</p>
永留教育長	<p>よろしいでしょうか。じゃあ、ほかに質疑等ないようですから、これから議案第8号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第8号「対馬市公民館運営審議会委員の委嘱について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第7、議案第9号「対馬市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
庄司課長	<p>それでは、資料33ページ、別冊資料は3ページ～5ページをお願いいたします。</p> <p>議案第9号「対馬市スポーツ推進委員の委嘱について」でございます。スポーツ基本法第32条、第1項の規定に基づき、別紙のとおり対馬市スポーツ推進委員を委嘱したいので教育委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>別冊資料の方をご覧いただきまして、通常ですね、各6町から10名ずつを委嘱させていただくこととしています。しかし、今年度、退任される方とか、市外に転出される方等の後任の調整がついていなくて10人に達していない町もございます。そのため、今回は56名の委嘱とさせていただいております。</p> <p>なお、規則では、委員定数は75人以内となっておりますので、特に問題はないものと考えております。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので審議方、よろしくをお願いします。何か質疑はありませんでしょうか。</p> <p>質疑等ないようですから、これから議案第9号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第9号「対馬市スポーツ推進委員の委嘱について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第8、議案第10号と日程第10の報告第6号、ここは関連性がありますので、続けて提案をしていただこうと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>まず、日程第 8、議案第 10 号「対馬市文化財巡視員設置要項の一部を改正する要項について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
川辺課長	<p>まず、議案第 10 号「対馬市文化財巡視員設置要項の一部を改正する要項」及び報告第 6 号「対馬市文化財巡視員の委嘱についての提案理由」を引き続きあわせてご説明させていただきます。詳しい説明に入る前に一言ご説明させていただきます。</p> <p>対馬市文化財巡視員は、文化財の適正な管理と保護を図るため、平成 27 年度から対馬市が独自で設けたもので、主に史跡や未指定を含む埋蔵文化財の巡視に当たっております。設置当初から文化財課の O B 1 人にボランティアに近い形で巡視に携わっていただいておりますが、平成 30 年度をもって退任された後は後任がなかなか見つかりませんでした。昨年 10 月にようやく 2 人の巡視員の委嘱にこぎつきましたが、教育委員会の報告を失念しておりましたので、4 月からの所要の変更とあわせて今回ご報告させていただきます。</p> <p>資料の 37 ページをお願いします。議案第 10 号「対馬市文化財巡視員設置要項の一部を改正する要項について」、対馬市文化財巡視員設置要項を別紙のとおり改正することについて教育委員会の議決を求めるものです。</p> <p>まず、巡視報告書の別紙の改正のものですが、巡視報告書を記載しやすく、各項目ごとの細かな報告ができるよう記載の様式を一部変更するものです。具体的には、39 ページ、様式第 1 号中の指定区分に指定外を追加し、国・県・市・指定外とし、列記していただいただけの巡視のポイントを項目別に分け、一つ一つの確認状況と特記事項を記入できるようにいたします。</p> <p>次に、43 ページをお願いします。報告第 6 号「対馬市文化財巡視員の委嘱につきまして」の報告です。詳細は別紙の報告にあります。新たに 2 人の巡視員を委嘱し、上対馬町から峰町までの上対馬地区を上対馬町在住の古場公章氏に、豊玉町から巖原町までの下対馬地区を巖原町在住の永留史彦氏に依頼し、主に未指定の文化財を含めた史跡を中心に毎月巡視していただいております。従来は峰町在住の巡視員 1 人でしたが、市内を幅広くカバーしてもらうために今回 2 人の委嘱といたしました。今のところ問題なく巡視し、毎月報告書も上がってきております。以上で説明と報告を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしく願いいたします。</p>

永留教育長	説明が終わりました。議案第10号と報告第6号について何か質疑等ありませんでしょうか。
一宮委員	文化財巡視委員の委嘱はとてもよかったですね。永留さんも引き受けてくださったりしてるっていうことは、とても今からいいなと思います。
永留教育長	ほかに質疑はありませんでしょうか。じゃ、質疑等ないようですから、これから議案第10号を採決します。 お諮りします。議案第10号「対馬市文化財巡視員設置要項の一部を改正する要項について」は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。 また、日程第10の報告第6号「対馬市文化財巡視員の委嘱についての報告」は終了いたします。 前後しましたが、日程の第9、報告第5号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」をお願いします。事務局から報告をお願いします。
糸瀬課長	それでは、日程第9、報告第6号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」お諮りをしたいと思います。 資料41ページ、それから42ページをご覧ください。なお、校種別、学校別の児童生徒の名前等については、別にお配りをしております資料をご参照いただければと思います。なお、この資料については、いつものとおりでございますが、この会終了後に回収ということでご了承ください。 今回は令和2年1月1日現在の認定者数と、令和2年2月1日現在で認定した要保護及び準用保護の人数を報告いたします。 41ページの小学校の準要保護認定者数は、1月1日現在の継続認定者数が150名、2月1日現在の新規認定者が2名でございますので、合計152名となっております。 次に、42ページをご覧ください。中学校の準要保護認定者数ですがけれども、1月1日現在の継続認定者数が100名、2月1日現在の新規認定者数は0でございますので、合計100名というふうになっております。 次に、要保護についてです。戻りまして41ページの小学校、要保護認定者数は1月1日現在の継続認定者数が11名、2月1日現在の

	<p>新規認定者数は0でございますので、合計11名というふうになっております。</p> <p>次に、42ページに記載の中学校の要保護認定者数については、1月1日現在の継続認定者が12名、2月1日現在の新規認定者が1名でございますので、合計13名というふうになっております、以上、ご報告申し上げます。</p>
永留教育長	<p>報告が終わりましたが、この件に関して質疑等ありませんでしょうか。</p> <p>ないようですから、報告第5号「要保護及び準用保護児童生徒の認定等について」の報告は終了いたします。</p> <p>続きまして、これから日程第11、「その他」の事項に移ります。</p> <p>まず初めに、各課の事業予定を報告させていただきたいと思えます。お手元に4月分の事業予定表を配付しておりますので、ご覧ください。教育総務課から順次、主な内容について報告をお願いします。</p>
八島次長	<p>それでは、教育総務課関係の事業予定について報告いたします。</p> <p>まず、4月1日が事務局職員の辞令交付式の予定です。本庁及び峰行政サービスセンターで行われます。それから、13日が第4回の教育委員会会議の予定です。交流センターで実施予定しております。それから、16日に長崎県都市教育長協議会が長崎市で行われます。教育長が出席されます。それから、17日が続いて長崎市教育委員会連絡協議会ということになっております。それから、27日ですね、学校に対する学校予算の配分説明会を峰公民館で行います。また、27日に臨時理事会が予定されております。それから、月間業務としましては、予算の各学校への配当業務でありますとか、島っ子留学の転入支援等がございます。以上です。</p>
永留教育長	<p>次、学校教育課をお願いします。</p>
糸瀬課長	<p>失礼いたします。学校教育課でございます。4月6日1学期始業式、7日小・中学校入学式、8日にも巖原、巖原北、久田、鶏鳴、比田勝で小学校入学式が予定をされております。それから、13日が第1回対馬市校長会、管理職研修会、幼稚園、こども園の入園式となっております。14日が定例校長会でございます。それから、15日が特別支援学級担任等研修会。それから、16日全国学力学習状況調査の予定を入れておりましたが、本日、文科省から延期の方向でというニュースが流れました。県からはまだ連絡はあっておりませんが、多分、その流れになるのではないかとというふうに考えております。それから、対馬租税教育推進幹事会、これは税務署で行われま</p>

	<p>す。</p> <p>次のページです。21日、第1回対馬市教頭会、そして、定例教頭会が続けて行われます。それから、23日、24日は義務教育関係指導主事研修会で本課の指導班全員が県の方に行って、県の施策を聞くということになっております。それから、中堅研の全体研修が行われます。</p> <p>ということで、4月も予定はしておりますが、ご存じのとおりで状況でございますので、発生者が出たらどうするかとか、出なかったらどうするかとかいう、そういったことについては逐次学校の方には指示、指導、通知を出していきたいというふうに考えております。以上です。</p>
永留教育長	生涯学習課をお願いします。
庄司課長	<p>生涯学習課です。生涯学習課では、年度当初ということもありません。特に事業的なものは計画されておられません。ただ、新年度の予算配分業務とか、本課は社会体育、社会教育施設を多数有しておりますので、その管理業務の契約関係の事務を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、5月以降のイベントの準備も順次行っていきたいと考えております。以上でございます。</p>
永留教育長	文化財課をお願いします。
川辺課長	<p>文化財課も同様に、4月の行事等は今のところ入っておりません。逆に、今ちょっといろいろ中止になってきてる関係上、2月、3月に実施できなかったイベント、現地見学会や知事の現地訪問などが、もしかしたら今からのコロナの収束次第では周囲に入ってくることもあるかと思いますが、4月なので年間の事務の計画とかの準備に取り組んでいきたいと思っております。以上です。</p>
永留教育長	事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して質疑はありませんでしょうか。
吉野委員	13日の教育会議の内容は去年と一緒で、校長の事業説明会みたいなものなんですか。
八島次長	そうですね。去年も入ってもらったんです。4課の事業説明のときに入っていました。
吉野委員	その後に教育委員会があったんですかね。
永留教育長	はい。今年もその予定です。また、詳しくは担当の方から連絡があると思います。

	<p>ほかにありませんでしょうか。</p> <p>司会の方から関連ですけれども、4月6日に学校の1学期が始められればいいなと今願ってるところです。その前に、3月24日に終業式のための登校日を設定して、25日からは春季休業、学年末休業、俗に言う春休みになりますので、子供たちの部活動であるとか社会体育であるとか、ここらあたりを認めていこうかなというふうには考えてはおります。僕は、市内で感染者が発症しなければそういう方向に進めたいなというふうに思っております。</p>
吉野委員	<p>一応、24日までは部活禁止だったでしょう。議会では、何かやらせてくれというような話がちょっとされたが。</p>
糸瀬課長	<p>時期は教育長も明言しておられませんので、そういうふうに願っておるけれども、来週頭に方針を決定したいということで、時期は明確に何日からやりますということは言っておられませんが、教育長のお気持ちとしてそういうふうな方向性を持ちたいということで議会の方で議論されました。</p>
永留教育長	<p>そういう方向で予定ですので、ご承知おきください。</p>
佐伯委員	<p>お願いなんですけど、手洗いは普通すると思うんですけども、今、20秒以上っていうことをすると、かなり効果が高まるっていうんですね。そのあたりをまた、それとか2回とかですね、また、子供に言ってもなかなか守られない部分もあると思うんですけど、できるだけ周知を進めていただけると、よりいいのかなと思っています。</p>
永留教育長	<p>安全、健康面、そこらあたりに関しては、また、再度、学校と確認をしながら進めていきたいと思っています。</p> <p>ほかにないようでしたら、事務局の方から何かその他の件でありませんか。</p>
八島次長	<p>本来ですと、市の教育事務局の幹部の人事異動の議題というのが本来上げる時期なんですけども、まだ、総務の方からこちらの方に打診等あってない状況なんですよね。今回、教育長の専決ということでさっきいただいて、また、後日の報告ということでさせていただきたいと思っております。すみません、よろしく申し上げます。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p>
庄司課長	<p>本日、対馬市子供夢づくり基金補助金交付基準の改定という資料を配付させていただいております。このことについて、令和2年4月1日から一部改正を行うようにしております。内容につきましては、1枚目に簡単に書いておりますけれども、詳しくは2枚目から入ってい</p>

ただ、そちらの方で説明をさせていただきたいと思います。

まず、2枚目ですね、太字、下線を引いている部分があると思います。その中のスポーツ活動振興費補助金ですけれども、対象事業で(4)の①で県及びブロックというところに下線が引かれていると思います。現在は、県の選抜とか強化指定選手につきましては、3分の2の補助ということで行っておりますけれども、各競技団体において、その選考基準が様々ございます、その関係で県の直接県選抜に推薦とか選抜される競技もあれば、ブロック選抜を経ていうところもございますので、その関係でブロック選抜の強化指定選手も補助対象にするということで、県及びブロック強化指定選手ということにしております。

そして、②まで、ここ新たに設けた部分になるんですけれども、県の選抜とかブロック選抜とかには入っていないんですけれども、県の上位団体が開催する大会とか強化練習会に対馬からの参加枠があり、対馬市の競技団体が推薦する場合に対象とするものです。あくまでも対馬市の競技団体の推薦が必要ということになっています。したがって、参加枠があっても選手自らが申し込む場合については、対象にならないということにしております。

次に、補助率の案を見ていただきたいと思います。ここの(4)にかかる分ですけれども、2分の1以内の額としておりますが、現行3分の2としているものを2分の1に改正をしております。

また、備考欄に記載のとおり、この事業につきましては、年6回の限度としております。

また、この備考欄のところで、引率者の補助対象についても明記をしております。これは、今までは、引率者については定められておりませんでした。連れていく方は誰でもということだったんですけども、やはり県下の同様の補助金を持っている団体等を見ますと、監督とかコーチとかというところを引率者の対象としているところもございまして、特に団体種目については、大会要項に定められた監督またはコーチから1名ということで、ただし、参加選手が10名を超える場合には2名の補助対象としますということにしております。個人につきましては、指導者を原則としますが、場合によっては保護者の引率も可能ということでさせていただいております。

次に、文化活動振興費ですけれども、こちら(4)の振興事業につきましては、補助率を3分の2から2分の1ということに改正をしております。引率者の補助につきましても、スポーツ競技同様に定め



	<p>ております。</p> <p>なお、いずれも11月及び12月に開催されました子ども夢づくり基金運営委員会を終えて市長決裁をいただいております。以上で説明を終わります。</p>
永留教育長	<p>夢づくり補助金の交付金の改正について何か質疑はありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、報告を終わります。</p> <p>ほかにありませんでしょうか。ないようでしたら、本日の会議はこれで終了いたしますが、次回会議日程の件で事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>次回の会議は、4月13日月曜日交流センターで、昨年度と同じような形で開催をしたいと思っております。</p>
永留教育長	<p>また事務局から改めて通知をいたします。これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。</p> <p>以上をもちまして、令和2年第3回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れさまでした。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)